

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画  
(令和7年度～令和11年度) 策定業務仕様書

1. 業務名

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画 (令和7年度～令和11年度)  
策定業務

2. 業務の目的

本業務は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として策定した「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」の改訂を行い、栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例の具現化を目指す行動計画を策定することを目的とする。

3. 委託期間

契約の日から令和7年(2025年)3月31日

4. 委託内容

(1) 栗東市市民参画等推進委員会等への支援

現在の社会潮流に照らし、本市の役割について把握・整理し、目指すべき方向を明らかにするため、以下の業務を行う。

① 栗東市市民参画等推進委員会運営支援

(開催は4回程度の予定であるが、進捗状況により増減有り。)

② 会議資料作成、事前調整等

③ 議事録とりまとめ、意見整理等

④ 栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画、進捗管理に関する資料提案等

(2) 市民団体支援制度(3種類)見直しにかかる業務

市民団体支援制度(3種類)における課題と現状を分析し、制度のあり方を見直すため、以下の業務を行う。

① 市民団体を支援する制度のある自治体などの情報収集・整理・分析、栗東市への情報提供・提案等

② 栗東市市民参画等推進委員会における意見の取りまとめ

③ 市民団体支援制度(3種類)見直しにかかる報告書の作成

(3) 栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画（令和7年度～令和11年度）の素案作成にかかる業務

栗東市市民参画等推進委員会における意見を踏まえ、必要な検討を行い、行動計画の素案を策定するに際し、以下の業務を行う。

- ①先進自治体などの情報収集・整理・分析、栗東市への情報提供・提案等
- ②各種統計データなどによる栗東市の現状把握等
- ③栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画（令和2年度～令和6年度）の現状把握、課題分析、検証等
- ④令和5年度に実施した「市民参画と協働によるまちづくりに関する市民アンケート」および「市民参画と協働によるまちづくりに関する事業所アンケート」、「市民参画と協働によるまちづくりに関する市民団体アンケート」の調査結果を踏まえた検討
- ⑤行動計画策定にあたって必要となる基本理念の検討・提案等
- ⑥パブリックコメントの資料作成、取りまとめ、コメントの反映
- ⑦上記①～⑥を踏まえたうえで、行動計画の推進に向けた今後の基本方向性に関する検討・提案を行う。

(4) 成果品

成果品の仕様等については以下のとおりとする。なお成果品については図やイラスト等を用い、ユニバーサルデザインの視点から、誰もが読みやすくわかりやすい全体の構成・レイアウトデザインに心がけること。

① 計画書 100部

A4版縦・左横書き、30ページ程度（A3中綴じ）、文字サイズ10.5ポイント以上、表紙（マットコート紙）・本文1色刷り

② 上記①に関する原稿などを収録した電子媒体（フラッシュメモリー、CD-ROMなど）2個と委託業務に係る資料を印刷してファイリングしたものを提出すること。

なお、文書はMicrosoft Word形式及びMicrosoft Excel形式を使用し、再編集可能な状態にするとともに、栗東市ホームページ上に掲載できるようPDFファイル形式などにより併せて提出すること。

## 5. 成果品の検査

- (1) 受託者は、本仕様書で指定された成果品など一式を納品し、栗東市の検査を受けなければならない。
- (2) 検査において修正・訂正などの指摘を受けた場合、受託者は栗東市の指示に速やかに従うこと。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者が責を追うべき瑕疵が発見された場合、受託者は栗東市の指示に従い、速やかに成果品の修正・訂正などを行うこと。

(4) 栗東市の検査員による成果品等検査により、契約書及び仕様書の内容に適合すると認められたときに業務の完了とする。また、受託者は栗東市の許可なく成果品を他に利用、公表または貸与してはならない。

## 6. 情報の管理

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 7. その他

- (1) 受託者は、本業務を契約書及び仕様書に基づき実施するにあたり、栗東市と常に綿密な連携を図るとともに、業務の進捗状況に応じて栗東市の指示に従い報告・連絡を行い、また本業務に際して行った情報収集・分析の結果を、適宜資料として栗東市に提供すること。
- (2) 本業務に関する協議、打ち合わせ、会議などの必要経費、その他調査などに要する経費はすべて受託者の負担とする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または契約書及び仕様書に定めのない事項については、その都度、栗東市と受託者双方のうえ定める。